

# 令和8年度 唐津労働基準監督署のとりくみ

## 【組織と主な業務】

唐津労働基準監督署は、監督課、安全衛生課、労災課の3つの課で構成されています。監督課では、事業場の労働条件が労働基準関係法令で定める最低基準を下回っていないか、立入などにより調査し、下回る場合は是正を指導したり、重大・悪質な事案は捜査して検察庁に送検します。安全衛生課では、労働災害を防止するための技術的な指導、災害調査、危険な作業を必要とする機械の事前審査・検査などを行います。労災課では、労働保険の加入手続き、労働災害や通勤災害により負傷したり、病気になった労働者などへの治療費の補償、療養のために仕事を休んでいる期間に対する休業補償、治癒後身体機能が低下したことに対する障害補償、亡くなられた場合は遺族補償などを行います。また、職場のトラブルに関する相談、解決のための情報提供をワンストップで行う佐賀労働局雇用環境・均等室の総合労働相談コーナーも併設しています。



## 【重点取組事項】

「みんなでつくる働く人に優しい唐松」をスローガンに、以下の事項を重点とし、行政運営を推進します。

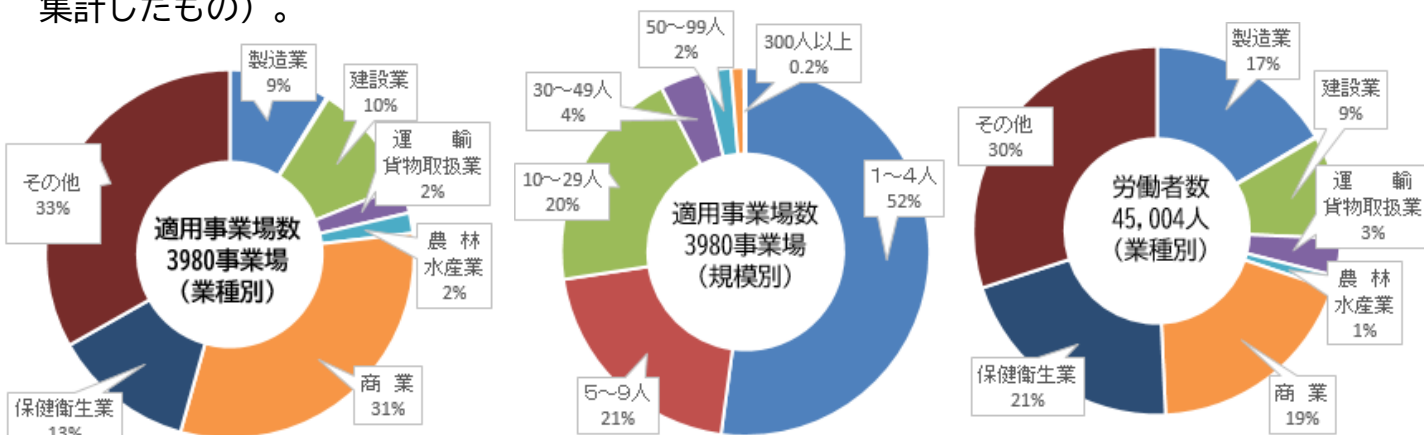
- 1 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止
- 2 中小企業及び令和6年度時間外労働上限規制適用開始業務等（建設業・自動車運転者・医師）に対する一般労働条件の確保・改善のための指導及び支援
- 3 死亡災害ゼロ及び死傷災害の減少
- 4 労災保険給付の迅速・適正な処理
- 5 最低賃金の履行確保及び賃金引上げに向けた環境整備等

## 【管内の概況】

管内は県北西部に位置し、唐津市と玄海町（東松浦郡）を管轄しており、管内の人口は114,931人で県全体の14.7%、面積は523.43km<sup>2</sup>で県全体の21.4%を占めています。

管内に水産食料品製造業関係の工場が多く進出しており、九州内の電力供給において大きな役割を担っている原子力発電所があります。また、日本三大松原の一つである「虹の松原」、ユネスコ無形文化遺産に登録された祭事である「唐津くんち」などの観光資源に富み、観光業なども盛んです。

管内の事業場数は3,980事業場、労働者数は45,004人です（令和3年経済センサスを独自集計したもの）。



# 【重点取組事項の詳細】

## 1 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止

長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止のため、各種情報から時間外・休日労働時間が月80時間を超えていると考えられる事業場、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場などに対して重点的に監督指導を実施します。また、時間外・休日労働に関する労使協定（36協定）の受理に際し、「[36協定で定める時間外労働及び休日労働について留意すべき事項に関する指針](#)」に反しないよう、助言・指導します。

### 【唐津署の監督指導等実施状況】

令和7年度監督指導実施件数	うち違反事業場数	違反率
368	228	62.0%



主な違反事項	労働時間・休憩・休日等	60
	割増賃金不払（時間・休日・深夜）	40
	年次有給休暇（年5日付与）	50
	最低賃金（未滿）	3
	一般定期健康診断	27

36協定受理件数	令和6年	1960（うち電子申請421）
	令和7年	1983（うち電子申請513）

## 2 中小企業及び令和6年度時間外労働上限規制適用開始業務等（建設業・自動車運転者・医師）に対する一般労働条件の確保・改善のための指導及び支援

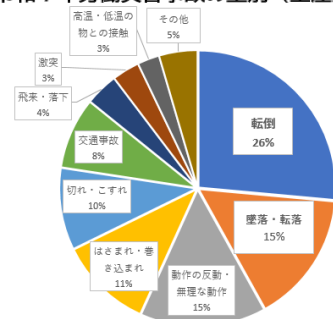
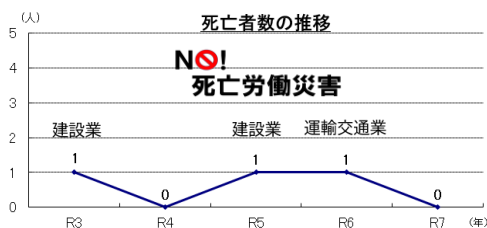
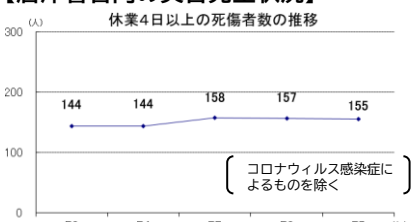
当署に設置する「[労働時間相談・支援班](#)」による、事業場の実情を踏まえた労働時間制度の提案、労働時間の削減に資する各種支援策の紹介などのほか、「[佐賀働き方改革推進支援センター](#)」とも連携し、良質な労働環境の整備を支援します。また、[賃金不払残業](#)が発生しないよう、[客観的な方法による労働時間の把握](#)、[適正な割増賃金制度](#)などについて、指導を行います。さらに、運送業での長時間労働の原因となる取引環境の改善のため[発着荷主等に対する要請](#)、大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が立場の弱い下請等中小事業者への無理な発注などによる「[しわ寄せ](#)」の防止に取り組みます。

## 3 死亡災害ゼロ及び死傷災害の減少

[管内の労働災害の発生状況](#)や「[佐賀労働局第14次労働災害防止計画](#)」を踏まえ、[佐賀産業保健総合支援センター](#)などの関係機関と連携し、講習会、訪問指導などにより、自発的に安全衛生対策に取り組むための意識の向上を図るとともに、高齢者の労働災害防止対策の推進やストレスチェックの実施事業場の拡大などの[改正労働安全衛生法等（令和7年5月14日公布）](#)の周知徹底に取り組み、死亡災害ゼロ及び死傷災害の減少を目指します。

令和7年労働災害事故の型別（全産業）

### 【唐津署管内の災害発生状況】



## 4 労災保険給付の迅速・適正な処理

懇切丁寧な相談対応に努め、請求漏れが生じないようにします。脳・心臓疾患、精神障害、石綿などの業務上疾病による請求事案については、計画的な調査により迅速な処理に努めるとともに、[認定基準等](#)に基づき、適正な認定を行い、納得性の高い対応を心がけます。また、労働保険の未手続事業場の解消、労災かくしが生じないように指導を行います。

令和7年度主な請求受付件数（唐津署）	
療養（補償）給付・費用	1,235
休業（補償）給付	561（うち新規157）
障害（補償）給付	16
遺族（補償）給付	1

令和7年度脳・心臓疾患、精神障害、石綿、じん肺事業の請求件数（唐津署）	
脳・心臓疾患	0（R6は1）
精神障害	5（R6は2）
石綿	0（R6は2）
じん肺	0



## 5 最低賃金制度の履行確保及び賃金引上げに向けた環境整備等

最低賃金改定時に効果的な周知に取り組むとともに、最低賃金を重点とする監督指導を集中的に実施します。また、労働市場全体の賃上げを支援する「[『賃上げ』支援助成金パッケージ](#)」による情報提供を行います。さらに、佐賀労働局雇用環境・均等室と連携し、[同一労働同一賃金](#)など適切な賃金制度の確立を図るとともに、価格転嫁・取引適正化について、周知を図ります。

お問合せ先

唐津労働基準監督署 〒847-0861 唐津市二太子三丁目214番地6

唐津港湾合同庁舎1階

TEL 0955-73-2179 受付時間8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

